

早急な行動が求められるオゾン層保護

1989年の「オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書」には、オゾン層保護を目指し、これを破壊する物質(ODS)の生産と利用を段階的に削減する旨が謳われています。免疫力の低下、白内障、皮膚ガンは、オゾン層の破壊によって生じる有害な影響のほんの一例です。オゾン層が破壊されると、動植物の細胞や地球の生命圏全体に深刻な影響を与えかねません。

モントリオール議定書が成果を上げていることは、後に発表された一連の報告書でも確認されています。国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)は、科学者の当初の予測より遅れてはいるものの、オゾン層が回復しつつあると指摘しています。

「最も成功を収めた国際条約を一つ挙げるならば、恐らくモントリオール議定書以外にありません」とコフィ・アナン前国連事務総長も言っています。

モントリオール議定書多国間基金(別名「オゾン層保護基金」)は、途上国でのODSの段階的削減を支援するために設立されたものですが、東欧の旧社会主義国(ときには経済移行国(CEIT)とも呼ばれる)は、同定義書の調印時にすでに先進国の仲間入りをしていたため、この基金の適用外となりました。

これに対し、GEFは、18カ国のCEITが同議定書と、ロンドン改正をはじめとする各種の改正で定められた義務を履行できるよう、援助の手をさしのべました。1992年以来、GEFは、こうした段階的削減に向けたプロジェクトに対し、総額1

億8270万ドル(加えて、協調融資で調達した1億8710万ドル)を投入し、これら諸国のODS消費量をほぼゼロにまで低下させる手助けとなりました。

以下、その結果は目覚ましいものでした。

- この地域でODSを最も多く生産していたロシアは、その生産を2002年に完全に停止したと発表。
- CEIT全体で、クロロフルオロカーボン(CFC)、ハロン、四塩化炭素、メチルクロロホルムの消費量が296,000トンから360トンへと99%以上低下。

GEFが支援するプロジェクトの多くは、エレクトロニクス、機械、建設資材、冷蔵庫のメーカーや、一部の化学薬品会社など、ODSを生産または消費する企業を、消費しない企業へと転換させることに的が絞られました。場合によっては、環境にやさしい新しい原材料を利用できるよう、工場施設の転換や工具の調整、機器のアップグレードなどに資金を投ずる必要もあったのです。

こうしたプロジェクトのおかげで、ODSの利用者または生産者から適切な代替品を開発または生産する企業へと完全に転身した企業もあれば、環境問題に目覚めつつある国際市場において優秀な実績を上げた企業として評価を高めた企業もあります。当時、閉鎖に追い込まれる寸前だった企業も、規制に準じた近代的な製造技術を導入して、今では活発に営業活動を展開しています。

ベラルーシの冷蔵庫メーカーであるアルタント社は、GEFの支援するプロジェクトを通して、冷蔵庫のドアにODS以外の化学物質を使用し始め、オゾン層を破壊しない「グリーンラベル」付きの冷蔵庫の販売に成功しました。この結果、それまでの販売先であった旧ソ連の独立国家共同体(CIS)市場がちょうど低迷期に入りつつあるときに、西ヨーロッパ市場へと容易に進出することができました。

ウクライナでは、GEFプロジェクトが実現しなければ、同国の経済と社会に大きな障害をきたすところでした。ODSに全面的に依存する同国の産業は、主な輸入国であるロシアのODS生産が停止すると、ODS不足で窮地に陥る寸前だったからです。

以上のようなプロジェクトは、政府当局がODSの許可と輸出入を管理する総合的な規制体制を適切に監視できるよう、その能力の強化にも役立ちました。

GEFの焦点は当初、CFC、ハロン、四塩化炭素の生産量と消費量の段階的削減においてCEITを支援することでした。しかしGEFの第3次増資(GEF3)の交渉中、臭化メチルの段階的完全廃止の達成を目指すCEIT諸国を支援することにも努力

が注がれ、現在準備中のプロジェクトはどれも、このコミットメントの実践に取り組む適格な国を支援することになります。さらに、第4次増資(GEF4)に伴う今後の活動においては、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の段階的削減に向けたGEFの業務が開始されるはずです。

モントリオール議定書で定められた義務の履行能力の育成において途上国を支援するGEFの対策実施業務(例えば、ODSの動きや不法貿易を取り締まる貿易・許可制度の開発など)は、ストックホルム条約のような他の化学物質に係わる条約や、化学物質の一般的な管理の改善に役立つ能力育成にも貢献しています。GEFは、ODSに関連した活動を、当該国の健全な化学物質管理の枠組みに組み入れたり、温室効果ガス(GHG)の排出量の少ない代替技術や代替品の利用から得られたエネルギー効率をプラスに働かせて、気候変動向け活動と合わせた相乗効果を生み出そうとしています。

GEFの今後の支援は、第5次増資(GEF5)を睨んで、2015年よりHCFCの消費量を1996年比で90%削減しようとする一部の適格国に焦点を当て、さらにHCFCの生産量、消費量、あるいは、それまでの免除措置などに係る義務が締約国会合で強化される可能性を踏まえて、そうした新たな取組みに向けられることが考えられます。

お問合せ・連絡先：

Global Environment Facility
1818 H Street NW
Washington DC 20433 USA
電話: 202-473-0508
ファックス: 202-522-3240